（側方衝突警報装置）

第223条の5　側方衝突警報装置の機能、性能等に関し保安基準第43条の9の告示で定める基準は、側方衝突警報装置の作動中は確実に機能するものであることとする。この場合において、側方衝突警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

２　指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方衝突警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

３　保安基準第43条の9の告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部又は左側に特殊な装備を有する自動車とする。